

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(届出事項等)<br/>第八十五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、<u>保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)<br/>第百六十六条 (略)</p> | <p>(届出事項等)<br/>第八十五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり<u>百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)<br/>第百六十六条 (略)</p> |

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先、外国保険会社等の日本における代表者若しくはは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三 (略)

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、日本における外国保険会社等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店の取締

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくはは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三 (略)

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは

役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、引受社員の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、日本における免許特定法人及びその引受社員の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五（略）

5（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、

は使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五（略）

5（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百

5  
五  
(略)

少額短期保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

5  
五  
(略)

万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)